

第6章 みんなのまちを守り育てる審議会

(審議会)

第45条 この条例によりその権限に属することとされた事項を調査及び審議させるため、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して、市長の諮問に応じ、調査及び審議を行い、又はまちづくりに関する事項について市長に意見を建議する。

(1) 第7条第2項に規定する推進地区基本計画の策定（同条第4項で準用する場合を含む。）に係る事項

(2) 第20条第2項に規定する事前協議の確認（第24条第3項で準用する場合を含む。）に係る事項

(3) 第16条及び第30条から第38条までに規定する良好な開発事業のための手続等に係る事項（これらの規定に基づいて定める基準を含む。）

(4) 第42条第3項に規定する調停に係る事項

(5) 前条に規定する工事着手の延期等に係る事項

(6) まちづくりその他この条例の施行に関する事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 審議会は、調査及び審議のために必要があると認めるときは、事業者、近隣住民その他の関係者に対し、関係図書の提出を求め、又はその会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、みんなのまちを守り育てる審議会の設置、役割などについて規定している。

【解釈及び運用】

◎ みんなのまちを守り育てる審議会

市長の附属機関として、まちづくりに関する事項や本条例の施行に伴い、必要とする意見について、市長の諮問に応じて、専門的見地から調査・審議し、その結果を市長に答申し、又は意見を建議する。条例上の運用について、第三者機関の意見を聴くことにより、公正で透明な条例運用を目指すものである。

【参考】

◎ 審議会

「地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」

(地方自治法第138条の4第3項)

◎ 附属機関

市長等の執行機関が直接住民を対象とした行政の執行権を有するものに対し、附属機関は執行機関の要請により、その行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な審査、調査等を行う機関である。

